

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規、 <input type="checkbox"/> 変更	平成23年 9月29日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		

京都府城陽市寺田新町36番地
星和電機株式会社
取締役社長 増山 晃章 電話 0774-55-8181

主たる業種	電気機器製造販売 他に分類されない電気機器製造業	細分類番号	2 9 9 9		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	箇口2条第1項第1号 箇口2条第1項第2号又は第3号 箇口2条第1項第4号			
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで				
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。				
計画を推進するための体制	取締役社長を委員長とする環境委員会において、本削減計画を基に推進する。				
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量 基準年度(20~22)年度 事業活動に伴う排出の量 2,687.2トン 評価の対象となる排出の量 4,226.6トン	第1年度(23)年度 4,219.8トン 4,219.8トン	第2年度(24)年度 4,215.9トン 4,215.9トン	第3年度(25)年度 3,987.9トン 3,987.9トン	増減率 54.1 パーセント -2.0 パーセント
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠 事業の用に供する建築物の用途 原単位の指標 工場 事業活動に伴う排出の量 (生産高(億円)) 事業活動に伴う排出の量 ()	基準年度(22)年度 35.61 基準年度(22)年度 35.61 基準年度(22)年度 33.44	第1年度(23)年度 35.61 第2年度(24)年度 35.61 第3年度(25)年度 -2.06		パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠				
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度(22)年度 75.0 パート 100.0 パート 119.0 パート 119.0 パート	第1年度(23)年度 100.0 パート	第2年度(24)年度 119.0 パート	第3年度(25)年度 119.0 パート	備考
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度 (24)年度 (25)年度	機器の適正な運転管理に努める 機器の適正な運転管理に努める 機器の適正な運転管理に努める。既存建物(F1棟・F2棟・検査棟)の照明器具を高効率なタイプに更新する。			
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容 上記の措置を採用する理由	工場場所が遠隔地の為、ノーマイカーデーは実施しないが、呼応場内指定場所及び周辺契約駐車場の機定数以上のマイカー通勤は禁止している。マイカー通勤者は全従業員数の20%。 工場場所が遠隔地で通勤困難者が居る為、マイカー通勤は通勤困難者を優先的に行い、他の希望する者についてはなるべく車通勤を避ける様に指導している。			
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分 森林の保全及び整備によるもの 府内産の木材の利用によるもの 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの グリーン電力証書等の購入によるもの 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの 合計	第1年度(23)年度 トン トン トン トン トン 0.0 トン	第2年度(24)年度 トン トン トン トン トン 0.0 トン	第3年度(25)年度 トン トン トン トン トン 0.0 トン	備考
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	LED照明器具・LEDモジュール製品の開発・製造。本社工場見学の随時受入による環境教育の実施。工場周辺清掃を年4回実施。廃棄物の分別の徹底によるリサイクル率の向上の他、部門別の計量を実施して主要な廃棄物量の削減に取組んでいます。				
特記事項	新工場完成で電力・都市ガスの増加が見込まれるが全フロア使用はH23年8月からで今年度の新工場使用量の予測が立て難い。そこで設備の似ている既存建物(中央棟)のH21年度実績値より係数を出して新工場の予測値を算出した。係数は中央棟のH21年8月使用量×係数×12ヶ月=H21年合計使用量となる様に算出。【基準年度(22年)実績値】-【新工場H23年1~3月実績値】+【H23年8月新工場実績値×係数×12ヶ月】で出た値から評価基準排出量を算出。				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。